

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件

平成17年1月31日 国税庁告示第4号  
(最終改正 令和5年3月31日 国税庁告示第8号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第二号に規定する国税関係書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。

一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第三項に規定する現金預金取引等関係書類のうち、帳簿に同令第五十八条第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日々の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類

二 所得税法施行規則第百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの

三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第四項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類

四 次に掲げる書類（前各号に掲げる書類を除く。）

イ 契約書、契約の申込書（当該契約に係る定型的な約款があらかじめ定められている場合における当該契約の申

- 込書（ロに掲げる書類に該当するものを除く。）を除く。）  
その他これらに準ずる書類
- ロ 預貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金をいう。以下同じ。）の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類（契約の申込書であって対価の支払を口座振替の方法によるものとする契約の申込みに際して作成されたものを除く。）その他これらに準ずる書類
- ハ 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段をいう。以下同じ。）の授受に際して作成された書類
- ニ 請求書その他これに準ずる書類（支払手段による対価の支払を求めることを内容とするものに限る。）
- ホ 支払のために提示された手形又は小切手
- ヘ 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類（棚卸資産の引渡しを受けた者が作成したものを除く。）
- ト 所得税法施行規則第六十八条の三第一号又は法人税法施行規則第六十二条の三第一号に規定する内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載したイからへまでに掲げる書類に相当する書類
- チ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十条第十一項に規定する本人確認書類
- リ 自己の作成したイからニまでに掲げる書類の写し及びトに掲げる書類のうちイからニまでに掲げる書類に相当する書類の写し

本則…一部改正〔平成二四年三月国税庁告示第一〇号・二五年一二月国税庁告示第二二号・二八年三月国税庁告示第四号・令和元年九月国税庁告示第一二号・三年三月国税庁告示第六号・四年三月国税庁告示第九号・五年三月国税庁告示第八号〕

前文〔抄〕〔平成二四年三月二八日国税庁告示第一〇号〕  
平成二十四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年一二月二五日国税庁告示第二二号〕  
平成二十六年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二八年三月三〇日国税庁告示第四号〕  
平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の第五号トに掲げる書類及び同号チに掲げる書類のうち、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十八条の三第一号に規定する内部取引に係るものについては、平成二十九年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年九月三〇日国税庁告示第一二号〕  
令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年三月三十一日国税庁告示第六号〕  
令和四年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和四年三月三十一日国税庁告示第九号〕  
令和四年四月一日から適用する。ただし、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の同日前に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（同法第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の連結親法人事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が同日前に開始した連結事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和二年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税については、この告示による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の規定は、なおその効力を有する。